

2018年6月12日

東京都連盟加盟団体各位

東京都武術太極拳連盟  
事務局長 大塚かづ子

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

茨城国体公開競技「武術太極拳」南関東ブロック選抜大会実行委員会より、シニアの部・太極拳推手套路の出場資格に関する連絡ありましたので、ご案内申し上げます。別紙ご確認の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

2018年6月12日

南関東ブロック都県連盟御中

茨城国体公開競技「武術太極拳」  
南関東ブロック選抜大会  
実行委員会

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本武術太極拳連盟・国体委員会より、国体公開競技「武術太極拳」ブロック選抜大会の「シニアの部・太極拳推手套路」の出場資格につきまして、「第35回全日本武術太極拳選手権大会 開催要綱 13. 都道府県選抜種目に関する規定」を適用するとの連絡がありましたので、ご案内申し上げます。

下記ご参照のうえ、「シニアの部・太極拳推手套路」出場申込の受付の際、ご対応いただけます様お願い申し上げます。

敬具

記

<第35回全日本武術太極拳選手権大会 開催要綱>

13. 都道府県選抜種目に関する規定：

- 1) 12. ジュニア太極拳 3、13. ジュニア太極拳 2 を除く [b] 規定競技部門、[c] 自選競技部門の太極拳種目（7. ～11. 22. ～27. ）と団体競技部門（32. ～34. ）（以下、都道府県選抜種目という）は、2018年4月1日現在在住する都道府県の都道府県連盟による選抜競技会または選抜会議を経て選抜された選手に限り、出場することができる。  
選抜された選手の出場申込み手続きは、当該都道府県連盟を通じて行わなければならない、4月1日現在の居住地ではない都道府県連盟やその他の団体が提出した出場申込みは無効となる。
- 2) 選手が在住する都道府県連盟により選抜された後に、2018年4月1日までの間に、当該都道府県外に転居した場合は、「出場申込書」に「転居証明書」を添付して、もとの都道府県連盟に選抜された選手として出場することができる。

3) 団体競技 32. ～34. の出場規定：

32. 対練、33. 集団および 34. 太極拳推手は、チームを構成する選手のうち、少なくとも1人が上記に定める在住者であれば、他の選手が非在住者であっても、その1人が在住する都道府県連盟による選抜を経て、同都道府県連盟を通じて出場申込みをすることができる。

出場申込みを完了したチームを構成する選手のうち、1人または複数人が不測の事態により出場できなくなった場合は、下記に定める「団体競技の出場選手変更規定」に規定された範囲内で変更することができる。

ただし、出場できなくなった選手が在住者でそれに替えて非在住者を出場させることはできない（出場できなくなった選手が非在住者の場合は、それに替える選手は非在住者でも在住者でもよい）。

4) 団体競技 32. ～34. の出場選手変更規定：

①32. 対練は1人のみ、33. 集団は3人以内、34. 太極拳推手は1人のみに限って、出場選手を変更し、あるいは出場を取り消すことができる。この範囲を超える変更は受理されない。

②32. 対練（2人または3人）で、最終出場申込みで2人でエントリーしたチームは、1人を追加して3人で出場することはできない。33. 集団（4人以上10人まで）で、最終出場申込みでエントリーした人数を超えて人員を追加して出場することはできない（例：最終エントリーで5人で申し込んだチームが、1人加えて6人で出場することはできない）。

③選手の変更届は、参加団体代表者が、事前に書面で提出しなければならない。事前に書面による変更届が提出されなかったチームの成績は、取り消されることがある。

以上